

豊川市若年がん患者在宅療養費助成金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと診断された若年がん患者が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅における療養生活を支援し、若年がん患者及びその家族の経済的負担の軽減を図るため、若年がん患者に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市若年がん患者在宅療養費用助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、在宅療養支援サービスとは、介護保険法（平成9年法律第123号。）第8条に規定する「居宅サービス」に相当するサービス及び介護保険制度に準じるものとして市長が適当と認めるサービスをいう。

(助成金の対象)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者（以下「対象者」という。）とする。

(1) 40歳未満の者であって、がん（医師が医師に一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断されたものに限る。）に罹患している者であること。

(2) 豊川市に住所を有する者であること。

(3) 在宅生活を送るために在宅療養支援サービスの利用が必要と認められる者

2 助成金は、第5条第4項の規定により登録を受けた日の属する月（以下「登録月」という。）以後に対象者が在宅療養支援サービスを利用するに当たり要した費用（以下「対象経費」という。）について支給する。ただし、小児慢性特定疾病医療費制度その他の公的な制度において国又は他の地方公共団体から同等の助成、給付等（以下「公的給付」という。）を既に受けているとき、又は受けることが予定されているときは、公的給付の対象となる費用については、助成金の対象としない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1月当たりの対象経費の合計額に10分の9を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、5万4千円を上限とする。）とする。

(対象者の登録)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、自らが対象者である旨の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊川市若年がん患者在宅療養費助成金登録申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 医師の意見書又は診断書（医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったがんと診断された旨が記載されたものに限る。）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、申請者を対象者として登録するとともに、豊川市若年がん患者在宅療養費助成金登録決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、登録が適当でないと認めるときは、豊川市若年がん患者在宅療養費助成金不登録決定通知書（様式第3号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

5 登録の有効期間は、前項の規定による登録月から1年間とする。

6 前項に規定する登録の有効期間経過後も引き続き助成金の交付を受けようとする対象者は、再度、前各項の規定により対象者としての登録を受けなければならない。

(支給の請求)

第6条 前条第4項の規定による登録を受けている者（以下「登録者」という。）は、豊川市若年がん患者在宅療養費助成金支給申請書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出して、助成金の支給を請求するものとする。

(1) 対象経費に係る領収書

(2) 対象サービスの利用に係る明細書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による請求は、次の各号に掲げる対象経費の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。ただし、やむを得ない事情により同日までに請求ができなかったときは、市長が定める日までに請求するものとする。

(1) 登録月から登録月の属する会計年度の末月までの期間に係る対象経費
当該会計年度の翌年度の4月30日

(2) 登録月の属する会計年度の翌年度の4月から登録の有効期間の末月までの期間に係る対象経費 登録の有効期間の末日から起算して60日を経過する日

3 前2項の規定による請求は、複数回に分割して行うことを妨げない。ただし、請求は、月単位で行うこととする。

(支給の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の支給を決定し、豊川市若年がん患者在宅療養費助成金支給決定通知書（様式第5号）により登録者に通知するとともに、助成金を支給するものとする。

(登録内容の変更等)

第8条 登録者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに豊川市若年がん患者在宅療養費助成金登録変更等届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(1) 第5条の規定による登録内容に変更があったとき。

(2) 登録者が第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(登録の取消し等)

第9条 市長は、登録者が次のいずれかに該当するときは、当該者に係る登録を取り消し、豊川市若年がん患者在宅療養費助成金登録取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(1) 第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により登録を受けたと認めるとき。

2 市長は、登録者が次のいずれかに該当するときは、支給の決定を取り消し、

既に支給した助成金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1) 虚偽の請求その他不正の手段により助成金の支給を受けたと認めるとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(処分の制限)

第10条 登録者は、助成金の支給を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(申請等の代理)

第11条 対象者は、第5条第2項の登録の申請、第6条第1項の支給の請求及び第8条の登録内容の変更等の届出（以下「申請等」という。）を自ら行うことができないやむを得ない理由があるときは、他者へ申請等を委任することができるものとする。この場合において、対象者は委任状（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず第6条第1項の支給の請求及については、登録者が死亡したとき、相続人が請求することができる。この場合には相続人の関係を証明できる書類を提出すること。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。